## 医薬品の供給不足に伴う 一般名処方、代替薬の処方について

医薬品の供給不足が深刻となっています。 そのため、当院では以下の対策を行っております。

- ◆ 院外処方箋の一般名処方を推進しています。
- ◆ 医薬品の流通状況により当該医薬品が供給不足の場合には、 他の医薬品の代替処方をさせていただく場合があります。

何卒ご理解ご協力の程お願い申し上げます。

Q

一般名処方付ですか?

一般名処方とは、院外処方箋において後発医薬品が存在する薬、及び後発医薬品について、薬の有効成分をそのまま薬名として記載することです。

今までは院外処方せんに「商品名」が記載されていました。「商品名」とは一つひとつの薬に 製薬会社が名前をつけたものです。今後は、後発医薬品が存在する薬については、薬の有効 成分の名称「一般名」が院外処方箋に記載されます。

## 【例】

「商品名:カロナール®」→「一般名:アセトアミノフェン」(後発医薬品あり) 「商品名:パルモディア錠®」→「商品名:パルモディア錠」(後発医薬品無し)

Q

医薬品の供給不足に 対する一般名処方の メリットは何ですか?

一般名処方により薬局では患者さんの同意のもと、製薬会社・先発・後発に関わらず柔軟に 調剤が可能となり医薬品の偏在を解消することが期待できます。

医薬品が不足している ようですが、今まで飲 んでいた薬はもらえる のでしようか? 基本的に従来通りの薬を処方いたします。

ただし医薬品の供給不足により薬局に在庫が無い場合は同種同効薬の先発品・後発品・バイオ後続品の中で代わりの薬を処方させていただきます。そのときには十分に説明させていただきます。

また、入院患者さんに対しては、医薬品の供給が不足した場合には同成分の薬剤の中で供給が比較的安定している薬剤への変更や、患者さんに影響が出ないように他の同種同効薬の選択を医師・薬剤が共同で検討するなど、適切に対応する体制が整備されています。

